

## 第●条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、次の各号の責任を負う。
  - ① 本契約書の第●条所定の連帯保証人としての責任を負うこと。
  - ② 身元引受人が当院に伝えていた緊急連絡先を含む情報に変更が生じた場合、速やかに当院に変更内容を連絡すること。
  - ③ 患者の診療（入院計画を含む。）に関して、身元引受人に対する説明や同人の協力が必要であると当院が判断した場合、当院からの要請に従うこと。
  - ④ 患者または当院からの要請があった場合、速やかに入院又は入院中に必要な物品の準備、提供を行うこと。
  - ⑤ 当院が退院（転院を含む。）を求めた場合、当院が提示する期限までに、当院が求める退院支援（患者の受入先の確保、病室の明渡し、退院する際の付き添い、残置物の引き取りを含む）を行うこと。
  - ⑥ 患者が死亡した場合、当院からの要請に基づき、当院が提示する期限までに、遺体及び遺留金品の引受その他当院が必要と判断する措置を講じること。
  - ⑦ その他、患者に関して、当院が必要と判断する協力を行うこと。
- 2 前項の第5号、第6号に関し、身元引受人が所定の期限内に残置物を引き取らない場合には、身元引受人は当院の判断に基づき残置物を処分することに異議を述べず、処分費用の全額を身元引受人が負担することに同意する。万が一、残置物の処分に関し、第三者との間で問題や紛争が発生した場合、身元引受人は自身の費用と責任において解決することを約束する。
- 3 （略）